

長与町農業委員会議事録

令和7年2月26日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えております。

長与町農業委員会

令和7年2月農業委員会総会

1. 日時 令和7年2月26日（水） 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（10名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利	5番 渡邊 章三
	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	8番 池田 八千代
	10番 柿本 透	11番 山口 多美子	12番 山中 庄八郎

4. 農業委員会委員 欠席委員（2名） 2番 崎山 光子 9番 山口 和幸

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
4番 山口 正則	5番 増田 博光	6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文	

6. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	10番 柿本 透	11番 山口 多美子
第2	第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の要請について		
第4	第3号議案 地域計画策定に係る意見聴取について		
第5	第1号報告 農地転用専決処分について		

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	山崎 昇
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中10人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人全員の出席でございます。

本日の欠席者は、2番 崎山 委員 9番 山口 和幸 委員のお2人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年2月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。10番 柿本 透 委員、11番 山口 多美子 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請が4件。

第3号議案 地域計画策定に係る意見聴取。

報告事項は 農地転用専決処分が2件。

及び、行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第4条の規定による許可申請について」の審議に入ります。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.1をご参照ください。

1枚目・2枚目が現況写真、3枚目が付近見取り図と配置図です。

整理番号 1

申請地

長与町岡郷（地番）

地目 畑

面積 434 m²

農地区分は、農用地 区域外となっています。

申請者は、

長与町嬉里郷（地番） （氏名）

申請目的は、住宅建築。

施設の概要は、木造平屋建て建築面積 109.44 m²です。

備考欄に記載のとおり、申請者は、申請地において自身が居住するための住宅を建築します。整地を行い、雨水及び汚水・生活雑排水はそれぞれ既存の道路側溝及び下水道に接続します。申請地は周囲を道路に囲まれているため、周辺農地への影響はないと考えられます。区域区分は、都市計画区域外です。なお、立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在を説明します。2ページの上の地図をご覧ください。

図面の左下に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。 尾崎 勝文 推進委員

推進委員
8番

2月17日午前10時頃より、水谷会長、崎山委員、山口委員、私と事務局2名の6名で現地確認を行いました。

現地では（申請者）と行政書士立会いのもと説明を受けました。

この農地は、母親が亡くなられた時に（申請者）が相続をしていましたが、その後また県外にいるということで、お兄さんがみかんを栽培していましたが、この度、定年を迎えて、帰ってこられたということで、この地に住宅を建設されるとのことでした。周りは畠もなく、問題はないと思います。今後ですね、お兄さんを手伝いながら農業をしてもらえば良いと思いました。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。 11番 山口 多美子 農業委員

11番

今、尾崎さんが説明されたとおりで、問題ないと思うんですけど、（申請者）は、米農家の〇〇さんという方の弟さんで、退職をされて実家の農業を手伝っているとのことで、私はとても嬉しく思いました。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第4条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えており、県へ進達することに決定いたします。
続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○○委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

(○○委員 退席後)

それでは、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について」を審議いたします。1件目を事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、説明いたします。

第2号議案の1ページをお開きください。

1件目です。

整理番号 2

利用権を設定する者は、

長与町平木場郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町三根郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 田

面積 1,038 m² 以下2筆。 2筆合計 1,490 m²です。

作物は水稻。権利の種類は賃貸借です

期間は、令和7年4月10日から令和10年4月9日までの3年間です。年間の借賃は○○円です。なお、10aあたりは○○円となります。今回の申請は、新規と表記をしておりますが、令和4年から農用地利用集積計画に基づく貸借契約が結ばれており、当該制度が終了を迎えるにあたって貸借の方法を切り替えるものです。

土地の所在を説明します。

図面の中央に橋がございます。橋の北西側に位置した赤色で表示してある場所が申請地で

す。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 田中 光夫 推進委員

推進委員 2月17日午前11時から、会長、崎山委員、坂口委員、事務局2名と私の6名で現地確認を行いました。

この土地は、新規となっていますが、以前から貸し借りが行われており、何も問題はないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。 7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 2月17日午前11時から現地確認を行いました。

以前から借地で、(賃借人) がきれいにされているので良いと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、要請することに決定いたします
退席されていた〇〇委員の入室を事務局から伝えてください。

(〇〇委員 着席後)

○○委員に申し上げます。

申請があった、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請については、要請することに決定いたしましたので報告いたします。

続いて、事務局から2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。次ページをお開きください。

整理番号 3

利用権を設定する者は、

長与町岡郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町岡郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 田

面積 1,511 m² です。

作物は 水稻。権利の種類は 貸貸借 です

期間は、令和7年4月10日から令和12年4月9日までの5年間です。

年間の借賃は ○○円 です。なお、10aあたりは ○○円となります。

今回の申請は、新規と表記をしておりますが、平成7年から農用地利用集積計画に基づく貸借契約が結ばれており、当該制度が終了を迎えるにあたって貸借の方法を切り替えるものです。

土地の所在を説明します。

図面の上に (施設名) がございます。(施設名) の南側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。谷口 勝久 推進委員

推進委員
7番

説明を行います。2月17日10時30分から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6名で現地確認しました。

(賃貸人)の田を(賃借人)が5年間借りるということで、新規と言いましたけども、更新という感じなので問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。5番 渡邊 章三 農業委員

5番 今説明がありました。谷口推進委員のおっしゃるとおり、継続ですので別段問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えており、要請することに決定いたします
続いて、事務局から3件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、3件目ですが、4件目も関連しておりますので合わせて説明いたします。
次ページをお開きください。

整理番号 4

利用権を設定する者は、

長与町岡郷 (地番) (氏名)

利用権の設定を受ける者は、

長与町岡郷 (地番) (氏名)

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷 (地番)

地目 田

面積 614 m² です。

作物は水稻。権利の種類は賃貸借です

期間は、令和7年4月10日から令和10年4月9日までの3年間です。

年間の借賃は ○○円 です。なお、10aあたりは ○○円となります。

今回の申請は、新規と表記をしておりますが、平成19年から農用地利用集積計画に基づく貸借契約が結ばれており、当該制度が終了を迎えるにあたって貸借の方法を切り替えるものです。

続きまして、4件目です。次ページをお開きください。

農地中間管理機構を通す契約は、1,000 m²以上の集積が必要であると今回判明いたしました。3件目で要請する面積が1,000 m²未満であることから、隣接する自己所有の耕作している土地も合わせて要請をする必要があるため要請するものです。

整理番号 5

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は、

長与町岡郷（地番） （氏名）

権利対象の土地は、

所在 斎藤郷（地番）

地目 田、

面積 831 m² です。

作物は 水稻。権利の種類は 使用貸借 です

期間は、令和7年4月10日から令和10年4月9日までの3年間です。新規の契約となります。

土地の所在を説明します。

図面の上に（施設名）がございます。（施設名）の南側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 谷口 勝久 推進委員

推進委員

7番

説明いたします。説明を行います。2月17日10時30分から、水谷会長、崎山委員、渡邊委員、事務局職員2名と私の6名で現地確認しました。

（使用貸人）の田を（使用借人）が3年間、新規と言いましたけども、更新ということで問題ないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。5番 渡邊 章三 農業委員

5番

ただいま谷口委員が説明したとおりでございます。問題ないと思います。ただ、先ほど事務局からの説明で、1,000 m²以上でないと対象にならないと説明がありましたので、その所をもう少しね、詳しく説明していただければと思います。

事務局

これまでの機構集積の分で相対により貸し借りをしていった分については、1,000 m²関係なく面積関係なく契約ができていきましたが、今回の農地中間管理機構に確認したところ、集

積ですので、全部全体合わせて 1,000 m²を超えないといけないとの説明でした。今回は、自分の土地と借りた土地合わせて 1,000 m²を超えるので認めてもらうことが出来たんですが、今後 1,000 m²満たない土地について申請があった場合、他に集積することが出来なければ農地法 3 条での契約となりますので、そこら辺はちょっと注意しながら今後の契約は進めていきたいと思います。以上です。

議長 ほかにご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の要請について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、要請することに決定いたします
続いて、第 3 号議案「地域計画策定に係る意見聴取について」の審議に入ります。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第 3 号議案 地域計画策定に係る意見聴取について、産業振興課より説明いたします。

産業振興課 それでは、第 3 号議案の地域計画の策定についての意見聴取について説明をさせていただきます。

皆さまには、昨年度から目標地図の作成に御協力いただき、ありがとうございます。その目標地図とこちらに載せているこの地域計画という文言になりますけれども、こちらを合わせて地域計画として、3 月に公告をして策定というスケジュールで動いているところですが、先般、目標地図等の案と地域計画の案についての説明会をさせていただきました。

その際に一度、その地域・場の公表というのを見ていたいしているので、その時の文言と同じようにしていますが、基本的には人・農地プランという令和 2 年までに作成をしたプランの文言と、あと協議の場の設定の時の意見をもとに文言を作成しています。

地域計画は目標地図と一緒に、12 の地区を設定しております、それぞれの項目について記載をしております。一つの地区を見ながら御説明をしたほうが分かりやすいと思います

ので、議案書の3ページをお開きいただければと思います。3ページ7ページまでが木場地区の地域計画になります。1番上に地区名、市町村名が書いていて、その下に、1. 地域における農業の将来の在り方、そして（1）ということで面積がたくさん書いてあります。こちらの面積は、皆様に御意見等をいただき、この地区の目標地図の中で色塗りをして集計した面積を記載しております。その中で、全体面積とその中の農用地面積でさらに、この中で保全管理とかですねA分類B分類だけれども、目標地図に残したいという土地があったかと思いますので、そちらについても算入して記載をしております。

またですね、参考として、10年後にこの地区で実際に耕作をされる予定の方のうち、現状で65歳以上の方について集計しまして、その面積を記載しております、さらに備考欄に、地区内の農用地等面積のうち遊休農地面積のうち、先ほど申し上げたA分類B分類であるけれども、目標地図に残したいと決めた農地の面積を記載しております。

（2）が地域農業の現状及び課題というところを、人農地プランの記載を参考に記載しております。

（3）にはそれに対して、どういったことをするかということを記載しております、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、こちらは、人農地プランの地域の中心経営体である認定農業者への集積をしていくという目標を踏襲して、担い手を中心に集積をしていくということを目標に掲げております。

2の（2）集積率ですけれども、担い手の中で、認定農業者であるとか、認定新規就農者という、後々担い手となる人にどれぐらいの農地が集約されているかということの割合を掲載しております。

4ページの3は、2に書かれている目標を、その地区の農業者及び関係者が達成するためには目指すべき方向性について記載をさせていただいております。4の担う者の一覧についてはですね、別表として添付をさせていただいております。

5ページをご覧ください。5のサービス事業一覧または7の基盤整備法第22条の3を活用した場合とありますが、こちらについては全地区該当ありませんので該当なしというふうに記載をしております。6の目標地図については、皆様に説明会等で、見ていただいた地図を添付する予定しております。

6ページ7ページが木場地区の地域の農業担う者一覧となっております。今回個人名を伏せて記載をさせていただいております。基本的にここに記載される方は、10年後に耕作をする方ということで載せております。その方について、どれぐらいの面積を、この地区で将来的に耕作する予定なのかということで記載をさせていただいておりまして、皆さまが残したい農地という範囲を目標地図で示していただきましたので、その面積を集計して記載をしております。計画の記載の内容については以上になります。各地区12地区全て作成をしておりますので、内容について確認していただき、御意見をいただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

議長

はい。それでは地区ごとに確認をとっていきたいと思います。木場、大越、横平三地区を合わせてですね、最初に柿本 透 委員のほうから、この内容文言についての何か異議とか

質問ありませんか。

10番 内容についてはですね、大体理解はしていますが、こういった計画を作つて、10年後を見据えた場合に、行政とか農業委員会もですけど、これを進めるために、どういう考え方を持って進めていくのかということを教えていただければなと思っています。

事務局 現在、産業振興課長とも協議をしていますが、この地区が12地区に分かれております。この見直しは、3年に1度か2年に1度位で行つていく話にはなりますが、一度に行うのは中々厳しいものですから、この地区を3つに分けて、年間4地区ごとに座談会を開催するよう、産業振興課とも、話しながら進めたいと思っております。以上です。

議長 次に、池田 八千代 委員

8番 実際に、私が対面している農家の方もちゃんと就農していません。ただ、何年後か先に今勤めを辞めて就農したいから、今はできる範囲で管理をしていきたいという意向があり、せっかくそういう50代の方もいらっしゃるので、将来の意向を考えたら、毎年毎年のことですけど、繋げていきたいって思いました。そういう点からも、数年ごとに座談会を開催していくということは良いことだと思いました。

議長 次に、池田 洋祐 推進委員

推進委員 1番 長与町の農地の将来については、農家の方も考えているとは思うんですけども、我々の1世代上の方々と比べて農家同士のつながりも、だんだん希薄になっていて、我が家のことでは精いっぱいみたいな感じに思っております。ですから、自分たちとしてももっと積極的に話を持つていくようにしないと、せっかく農業委員会の委員をしていますので、今からもう少し私も勉強して地域を盛り上げたいと思っているところでございます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、平木場地区に入ります。山中 庄八郎 委員

12番 平木場地区の問題は、後継者不足ですね。そして、ミカンの産地であります。どうしても山が多くて、農業をやりづらい地域でございます。今、私より年下の何人かは農業を頑張

っておられます。今は、なしとかミカンを作っていますが、これと別にもっと魅力ある何か作物があればと本当に良くなると考えております。そこで、行政からも知恵を出してもらつて、その地区でできるような、利益の上がるようなものの研究をしてもらいたいと思います。平木場地区も尾崎君たちが頑張っておりますので後継者が何人増えるかも考えながらやつていかないといけないと思います。以上です。

議長 次に、尾崎 明光 推進委員

推進委員 2番 主な内容は山中委員が話した状況です。この名簿の一覧表にありますが、ほとんど小規模の方です。実際農業自体で成り立っている方は数名しかいらっしゃらない状況じゃないかなと思っております。土地の集約をする必要がありますが、先ほどあったように、山間部が多くて、もうかなり山林化が進んでいる状況で、今さらその集約をするとなつた場合には、かなりの労力とお金をかけないと出来ない状況にあるのが現実です。あとうちの平木場地区は、土地を貸すという感覚がなくて、その辺をちょっと代替わりもしてきているので、土地の集約が進めばいいかなと思っております。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは三根地区に入ります。坂口 吉晴 委員

7番 三根地区も、高齢者と就農する人たちが少なく後継者も数名しかいません。田の貸し借りが多く、自分の土地で作ってない人が多いということ、そして、借りている農地が面積的に少ないとことがあって、集約を進めていく必要があると思います。だから、委員としてもっと活動をして行きたいということを感じました。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次に、田中 光夫 推進委員

推進委員 3番 私の担当は、三根、吉無田、まなび野になっていますが、三根地区だけこの計画に入っています。先ほど坂口委員がおっしゃったように、自分の土地を自分で耕作している農家はもうほとんどないという状況です。1地区だけ田代地区だけが、自分で作っている方がいるようになりますが、基盤整備もされず、毎年、水の確保に苦労している状況です。先ほど会長から、基盤整備事業について話がありましたが、その件も含めて検討する必要があると思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。次に高田地区 辻田 滋子 委員

3番

高田地区も本当に農業で経営が成り立たない状況です。農地バンクをもっと積極的に活用する方向に進めていかないと、2年後3年後とつなげていくのは、とても大変な大きな課題だと感じます。文言に対してはもうそのとおりだと思います。以上です。

議長

次に、栗山 将和 委員

6番

高田地区も先ほど話されたとおりですね、中間管理機構などを利用している方がほとんどいないので、そういう所を積極的に進めていけたら、大分変わってくるのかなっていうのはありますが、住宅街も近くて、気を使いながら防除などしないといけないので、ちょっと貸し借りに不向きなところもあります。後継者も、農業を一本で食べていくのがきついのか、不足している部分もあります。あと1点だけ、高齢化に伴って、座談会なども、できれば、昼間に欲しいという声も挙がっています。土日などの昼間にやってもらえば、集まつたりもするのかなと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。次に、山口 正則 推進委員

推進委員

4番

西高田地区ですが、アパート住宅等々が隣接していますけれども、一本外れた所に少し山が残っておりますけれども、1人の地主さんが多くの土地を持っているんですが、地域計画の話し合いに来られなかつたりするので、そこの協力は仰がないといけないっていう点もありますし、また、町獣害の被害も出てきていますので、なかなか厳しいところもあると思います。そして、農地中間管理機構を中心とした、今後の農地の貸し借りができてくればまた違ってくるのかなと思っております。

議長

ありがとうございました。次に嬉里地区 原田 正利 委員

4番

私たちの地区もみんな高齢化して、農作業に出られない人達がだんだん増えています。そういう中、定年帰農する人もちょこちょこ出てきまして、一度荒れてしまった畑をきれいに復活させている人もいます。あと、ここに書いてある文言の中に、大規模なコンクリート道路じゃなくても、ゴムクローラーの運搬車が入るぐらいの1~2mの道があれば随分運搬が楽になるので、続け易くなるのではないかと思います。やっぱりみかんを運ぶのとか1番き

ついですもんね。そういう中で一つの提案としては、軽量で運び易い作物を導入出来れば、ある程度は年とてからでも農業を続けて行けるのではないかと思いました。全体的に良くまとめてあるので、大体これで良いと思います。

議長 ありがとうございました。次に丸田地区 増田 博光 推進委員

推進委員
5番 南田川内は、ここに書いているとおり、急斜面で道が狭く軽トラックで通るのが限界なんです。そして、貸し手はいるんですけど借り手がいないんですよね。おまけに高齢者でミカンだけでは食べて行けないため、兼業農家が多く、南田川内高野では、みかんをやめる人が、来年あたりでも2~3人います。それで、今言うように、貸し手はいるんですけど、借り手がいません。まず、道が狭いので広げようとしても簡単には行かないと思うんですよね。ですから、誰かがどうにかしてくれると言つても、かなり難しいんじゃないかなと思います。ですから、中間管理でもいいんですけど、借り手がいないとどうしようもないんですよ。ということです。以上です。

議長 ありがとうございました。次に嬉里地区 吉川 直行 推進委員

推進委員
6番 嬉里地区はですね。嬉里谷がかなり山あいにあって、高齢者が多く、就農してもイノシシ被害が多くて、やる気が出ないって言う人も多く見られます。このイノシシ被害をどうするかっていう事をちょっと考えていただけたらと思うんですよ。後継者もほとんどいない状態なので5年後、10年後の嬉里谷地区がどのように変わってるかっていうのが、ちょっと分からない状態なんですよね。そのあたりを考えて行ければと思っています。

議長 ありがとうございました。次に斎藤地区に入ります。 渡邊 章三 委員

5番 もう皆さんのは言われた意見と同等の意見が斎藤地区にもあると思います。ただ、今1番困っているのはイノシシの被害、これがもう爆発的に斎藤地区は増えております。それともう一つは時津町との境で時津の方が長与に農地を持っているという方も結構いらっしゃるんですね。だから行政を跨いだ部分の調整というのがなかなか難しいところもあるんじゃないのかなと思っております。以上です。

議長 ありがとうございました。次に、谷口 勝久 推進委員

- 推進委員
7番 先ほどの渡邊委員と同じようなことですね。あとはもうとにかく後継者がいないということが1番だと、私は思っております。以上です。
- 議長 ありがとうございました。次に岡地区に入ります。 山口 多美子 委員
- 11番 うちの地区は、大型基盤整備を計画して取り組んでいるんですけど、それがもう何年も前からの取組で、未だ着工していません。あと何年かかるのでしょうか。もう少し早く出来るようなシステムになって欲しいというのが1番です。小規模でもそういう計画ができるという方向に進んでいるのであれば、早急な対応をお願いしたいと思います。以上です。
- 議長 ありがとうございました。次に、尾崎 勝文 推進委員
- 8番 岡地区全体というか、長与町全体を見たときの私の感想ですが、今、高田地区に猪被害が出ているって言われていますけど、本川内・岡地区は、猪が出来て20年近くになるんですね。その頃も早くにワイヤーメッシュを張っていますが、全部もう耐用年数は切れています。そこをまた張り直さないといけないことになりますが、今の10倍ぐらい増やさないかんじやないかなと私は思います。10年前と比べれば、畠は半分以下になっていると思います。それをまた元のように戻すのは不可能だと思うので、今後、減らさないようにして行くためには、小規模基盤整備が必要になってくるし、それに関する補助金も必要になってくると思うんですけど、予算がありませんでは先に進まないと思うので、もっと農業予算を増やしてもらい、若い人でも農業に従事出来るような体制づくりから始めていかんと、このままでは、10年後は農地なくなるんじゃないかな。私は思っています。以上です。
- 議長 他にご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

地域計画の内容に関して、第3号議案の2ページにあります、意見書に、『同意する』又は『農業振興上支障あり』のどちらかを選択し、町へ提出することになっております。地域計

画の内容について、『同意する』の方は、挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された委員が過半数を超えておりますので、『同意する』で提出いたします。

これから、報告事項にうつります。農地転用専決処分報告書の届出について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。農地転用専決処分の報告です。

1 件目です。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出です。

市街化区域内の転用の届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.2をご参照ください。現況写真となっております。

1. 当事者の氏名・住所

(氏名) 長与町丸田郷 (地番)

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畠です。

丸田郷 (地番)

面積 49 m²

3. 転用計画

宅地の一部、庭として使用します。

4. 申請日 令和7年2月12日

5. 専決処分の日 令和7年2月12日

土地の所在を説明します。

図面の中央に(施設名)がございます。(施設名)の東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページで確認いただければと思います。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年2月26日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇 以上です。

続きまして、2件目です。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出です。3,000 m²を越える農地改良の届出となります。

報告事項の4ページをご覧ください。資料につきましてはNo.3をご参照ください。

1枚目が現況写真、2枚目が平面図、3枚目・4枚目が断面図となっております。

1. 当事者の氏名・住所。

(会社名) 長与町嬉里郷 (地番)

2. 土地の所在等。

届出の筆は6筆で、登記地目は畠とため池。

岡郷 (地番)

面積 163 m²以下 6 筆。 6 筆合計 6,071 m²です。

3. 転用計画。

整地及び農業用道路の整備。

4. 申請日 令和7年2月18日

5. 専決処分の日 令和7年2月18日

土地の所在を説明します。5ページをお開きください。

図面の左上に(施設名)がございます。(施設名)の東側に位置した赤色で表示してある場所が申請地です。

なお、農地の正確な形状等につきましては、6ページで確認いただければと思います。

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和7年2月26日

長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありました、何か尋ねたいことはありませんか。

(お尋ねなし)

以上で報告事項を終わります。次に行事報告を事務局から説明をお願いします。

(令和7年2月行事報告)

最後に、3月の日程について事務局からお願いします。

事務局

3月の日程ですが、総会を25日(火)の午前9時30分からはいかがでしょうか。

(異議なし)

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了致します。